

令和7年5月26日時点で 工事中の盛土等は届出が必要になります

千葉県では、宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）に基づき、令和7年5月26日（月）に千葉県全域（千葉市・船橋市・柏市除く）を宅地造成等工事規制区域に指定し、規制を開始します。

1 盛土規制法に基づく届出

盛土規制法第21条第1項の規定により、規制区域内で、**規制開始時点で行われている一定規模以上の盛土等（盛土・切土・一時的な土石の堆積）に関する工事**については、規制区域の指定があった日から21日以内に届出が必要です。

届出期限

令和7年6月16日（月）まで

2 届出が必要な盛土等の規模

＜土地の形質の変更（盛土・切土）＞

例・・・宅地造成、残土処分場、太陽光発電施設の設置のための盛土・切土等

①盛土で高さが 1m超 の崖を 生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を 生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 の崖を 生ずるもの(①②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となる もの(①③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の 面積が 500㎡超 となる もの(①～④を除く)

※「崖」とは、地表面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

＜一時的な土石の堆積＞ 例・・・土石のストックヤードにおける仮置き等

⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの

※盛土規制法において許可が不要となる工事は、届出も不要となります。

詳細は県ホームページをご確認ください。

3 届出方法

届出においては、所定の様式に必要書類を添付し、下記窓口へ提出いただきますようお願いいたします。様式のダウンロード、添付書類、書式の記載方法等については、以下の県ホームページにてご確認ください。

届出窓口（千葉市・船橋市・柏市を除く）：千葉県庁宅地安全課盛土対策室（南庁舎2階 宅地安全課分室）

[県ホームページ]

<https://www.pref.chiba.lg.jp/tokei/kaihatsukoui/moridotodokede.html>

千葉県 盛土規制法

検索

千葉県
盛土規制法HP



4 区域指定日をまたぐ工事の対応

		区域指定日（令和7年5月26日）	対応及び根拠条文
1	旧法の許可対象(※1) 内 (※1)旧法に基づく宅造規制区域内かつ旧法の規制対象規模の工事	旧法又は開発許可 工事着手	○盛土規制法の許可、 届出不要 (附則2条2項) ※旧法または開発許可の申請中に区域指定された場合は、盛土規制法に基づく許可が必要となる
		旧法又は開発許可 工事着手	○変更申請や検査、行政処分等は旧法または都市計画法に基づき実施
2	旧法の許可対象 外	工事着手 2 1日以内に届出	○盛土規制法に基づく 届出が必要 (法21条1項) また、同法の許可は 不要 (※2) ○変更申請や検査、行政処分等は都市計画法や他法令に基づき実施
		工事着手	○工事着手までに開発許可や他法令の許可とは別に、盛土規制法に基づく 許可が必要

旧法許可：宅地造成等規制法第8条の規定による工事の許可

開発許可：都市計画法第29条の規定による開発行為の許可

5 届出内容の公表

届出のあった内容については、盛土規制法第21条第2項の規定により、以下の事項が県ホームページで公表されます。

- ・工事主の氏名又は名称、宅地造成等に関する工事が施行される土地の所在地
- ・宅地造成等に関する工事が施行される土地の位置図
- ・工事の届出年月日、工事施行者の氏名又は名称、工事の着手年月日及び工事の完了予定年月日
- ・盛土もしくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- ・盛土もしくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- ・盛土もしくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

6 よくある質問

Q1 以前から工事を継続して行っていますが、届出は必要ですか。

A1 「2 届出が必要な盛土等の規模」に該当する工事は、届出が必要です。

Q2 砂利採取法に基づく事業を実施していますが、届出は必要ですか。

A2 届出は不要です。災害の発生する恐れがない事業として、政令第5条及び省令第8条で定められた工事は、届出を提出する必要はありません。

Q3 指定日前に造成工事が完了する場合、届出は必要ですか。

A3 指定日前に工事が完了していれば、届出は不要です。

Q4 旧法に基づく宅造規制区域外において、指定日前に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可（開発許可）を受け、指定日以降に工事完了します。届出は必要ですか。

A4 指定日前に工事に着手している「2 届出が必要な盛土等の規模」に該当する工事は、届出が必要です。工事に着手していない場合は届出不要ですが、盛土規制法の許可を受ける必要があります。

<お問い合わせ先>

千葉県 県土整備部 都市整備局 宅地安全課 盛土対策室 TEL：043-223-3129

※メールは県ホームページからお問い合わせください。